

連載

## フィールド・アイ Field Eye

ソウルから——①

韓国労働研究院  
研究員 李 昇烈

YEE, Seung - Yeol



### ■特殊形態勤労従事者と社会保険

「特殊形態勤労従事者」という言葉は、日本では使われていないために、どういう意味かわからない読者も多いであろう。同じように一般の韓国人にもあまり知られていない。簡単に言えば、日本の「一人親方」に近い概念である。独立した個人事業者ではあるが、発注者から業務の指示を受けているという点で労働者とも考えられ、場合によっては、報酬が給与の形で支払われることもある。

最近、韓国では特殊形態勤労従事者と考えられる職業がかなり増えてきたが、生コン車両運転手、保険外交員、キャディ、家庭教師（韓国では特定会社の製作した学習誌を教材として使いながら家庭内で子供を教える家庭教師を学習誌教師という）の4つの職業がその典型である。この他に放送作家やオーケストラ団員などもその範疇に含まれる。

理解のために生コン車両運転手の例を挙げてみると、彼らは普段ある特定の生コン製造会社と契約を結び、生コンを建設現場に配達する。彼らは車両が運転手の所有であるという点で労働者と区別された自営業者と考えられるが、車両に会社のマークが付けられていたり、出勤時刻が決められていることもあるなど、実際には会社に従属しているともいえる。

このように労働者ではないが、自営業者とは言えない、つまり労働形態が「特殊的」であるということから、彼らのような存在を特殊形態勤労従事者というのである。

キャディの場合も同様である。キャディは基本的にサービス提供の代償として支払われるキャディифイが収入源となっているが、マスターという管理人がキャ

ディのサービスに関わったり、グリーンの草刈りや雪掻きなどの作業をキャディが担当した場合でも、そのような仕事に報酬は支払われない。

特殊形態勤労従事者は、労働者のように事業主に従属する特性を持ちながらも、独立した個人事業者の身分であるということで、「勤労基準法」（日本の「労働基準法」に該当）の保護から除外されている。「勤労基準法」上の労働者ではないので、彼らは雇用保険や労災保険の加入対象にもならない。そこで、上述した4つの職業の従事者たちは労働組合を結成し、自らの「労働者性」を認めてもらうための活動を行ってきた。

ところが、転換点は2002年に訪れた。2002年5月、労使政委員会（経営者団体、労働組合全国連合、政府側の代表者で構成され、労使関係など労働関連の諸問題を協議する大統領直属の委員会）非正規職対策特別委員会は、「第1次非正規労働者対策関連労使政合意文」を採択し、特殊形態勤労従事者に労災保険を提供する方針を決定したのである。

実は、特殊形態勤労従事者が4大社会保険という「社会的セーフティーネット（Social Safety Net）」から完全に除かれていたわけではなく、自営業者として健康保険や国民保険の加入は元より可能であった。ただし、雇用保険と労災保険は例外であった。もちろん、労災保険の場合は雇用保険とは異なって、一人でも従業員を採用した雇用主であれば、労災保険に加入しなくてはならず、加入の手続きを済ませた雇用主は自分も労災保険に加入できる。問題は、たいていの特殊形態勤労従事者が自分一人で働いており、労災保険の加入が実質的に不可能なことである。

2002年から5年間、特殊形態勤労従事者の労災保険適用問題は労働部（日本の厚生労働省に該当）や労使政委員会を中心として活発な研究や討論が行われた。その結果、特殊形態勤労従事者の労災保険加入のための法律改正案が上程され、国会での議論がまとまり、2008年7月1日から特殊形態勤労従事者に労災保険制度が適用されることとなった。

おそらくこのエッセイが刊行される頃には、韓国では特殊形態勤労従事者の労災保険資格取得届が数多く管轄労働庁（日本の労働基準局に該当）に提出されていることであろう（ちなみに、韓国に労災保険制度が導入されたのは、1964年7月1日であり、2008年7月1日に韓国の労災保険制度は導入44周年を迎えることになる）。

それでは、特殊形態勤労従事者に対する労災保険適用の意義とは何か。それは、雇用主が保険料を支払い、被保険者資格取得が義務である社会保険が、「勤労基準法」上の定義による「労働者」の範囲を越えて、「就業者」という定義にまで拡張されたということである。言い換えれば、韓国において雇用保険や労災保険など社会保険の適用対象が労働者ではなく、就業者に置きかわる可能性が開かれたことを意味するのである。

就業者が社会保険の適用対象になったことに関して、2005年11月から始まった零細自営業者を対象とする雇用保険職業能力開発訓練プログラムについても指摘すべきであろう。韓国は、OECD諸国に比べて自営業比率が相対的に高いほうであるといわれているが、その影響か経営難に陥った自営業者が増えたために、韓国政府は、2005年、いわゆる「5.31対策」という自営業者向けの政策を実施しなければならなくなってしまった。この政策の一環として労働部は、一般会計から財源を調達し、零細自営業者に無料で職業能力開発訓練を提供することを決定した。それだけではない。5人未満の従業員を雇用する自営業者が、雇用保険に自ら加入し、雇用保険の職業能力開発訓練に参加できるように関連法律を改正したのである。もちろん2年半が過ぎた今の時点でもその実績は低いほうである。

2005年11月からの零細自営業者に対する雇用保険職業能力開発訓練プログラムの提供、そして2008年7月からの特殊形態勤労従事者に対する労災保険の適用は、従来労働者中心であった社会保障制度や積極的労働市場政策（Active Labor Market Program；ALMP）が、「就業者」をも政策対象として含めるようになったという点で、政策が労働市場に対してより影響力を拡大する可能性を開いたといえる。正確には政府の影響力が拡大するというより、就業困難階層など政策対応が必要な階層に政策の支援が与えられると

いえる。

現在、労働部は特殊形態勤労従事者への雇用保険の適用についても検討を始めている。韓国労働研究院の調査（2007年）によると、相当数の特殊形態勤労従事者が雇用保険の必要性を認めており、調査対象のうち88.0%（キャディ）～97.9%（生コン車両運転手）が雇用保険に加入する意思があると答えている。ただし、雇用保険の加入意思のある大多数は、現在の制度と同様に自分が失業給与に当たる保険料の半分だけを納付することを条件としている。もし、雇用保険料の全部、または、半分以上の割合を負担することになった場合でも加入意思があるとする者は調査対象の10.2%（生コン車両運転手）～20.8%（保険外交員）程度である。

もし特殊形態勤労従事者が雇用保険の適用対象となると、自営業者に対する雇用保険適用の可能性はもっと高くなるであろう。まだ労災保険は自営業者の一部しか適用対象としていないが、4大社会保険が社会的セーフティーネットとして零細な自営業者を保護する時も近いであろう。

ちなみに、特殊形態勤労従事者の規模については諸説があるが、統計庁の『経済活動人口調査』（日本の『労働力調査』に当たる）付加調査（8月調査）によると、2006年8月現在、62万名とされている。（労働部の調査では、90万名（2006年10月現在））。就業者が2316万名（2006年8月現在）であるから、就業者全体の2.7%程度である。この僅かな2.7%が603万名の自営業主（2008年4月現在）を背負っているともいえるのである。

い・すんりょる 韓国労働研究院研究員。最近の主な論文に「引退者の健康状態分析」『労働経済論集』30巻2号、韓国労働経済学会、2007年。労働経済学専攻。